

新編
卷之二十一

卷之二

昭和二十二年十一月二十日正附の貿易港並びに貿易公園の权限に関する工、Q、メモランダム及び第三回定期会議の件へて取组にて即ち本件の申入は、輸出に即応し輸出の生産に因す。諸摩群島に打開し円滑なる運行を実現する為輸出の生産協議会(假称)を記念として設置するものとす。

一、構成委員長商工次官
副委員長貿易次官

經濟部
安寧本部
生產局長
外銷局長
總務局長
貿易局長

禮記通義

社會局長
織綺局長
金山局長
生活物資局長

農貿易
林省斤

運輸省

勝亭亦有若干名

衛生局長
鐵道總局總經理
海運總局船舶局長

幹事

(印は専任幹事之士)

安本生産局需給課長

" 貿易局貿易政策課長

○ 貿易厅貿易課長

" 機械金属課長

○ " 資材課長

商工省總務課長

" 物資調整課長

" " " " " 政策課長

" " " " " 調整課長

" " " " " 織政課長

" " " " " 鉱政課長

" " " " " 日用品課長

" " " " " ゴム皮草課長

商工省 農業課長

" 土地製造課長

石炭厅 管理課長

農林省 物資調整課長

" 五葉食糧課長

厚生省 農業課長

" 官房企画課長

運輸省 鐵道總局機器課長

" 海運總局造船課長

二建營

右の外必要に應じ陸海幹事を依頼するものとする

1. 会議本定例的に委員会又は幹事会を開催し急速に提案事項を処理するものとする。
尚案多の必要ある場合廻函を招集する。

2. 事の輕易なものについては幹事会の決定を以て便宜委員会の決定とする。